令和　年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制の適用は受けられません

医療費控除を受ける場合には、この明細書又は任意様式にご記入の上、申告書と一緒に提出してください。

住所　酒田市

氏名

1　医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、下記の（1）～（3）を記入します。
※医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の6項目が記載されたものです。
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

（1）医療費通知に記載された医療費の額	（2）（1）のうちその年中に実際に支払った医療費の額	（3）（2）のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	Ⓐ 円	Ⓑ 円

2　医療費（上記１以外）の明細

※「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。
上記1に記入したものについては記入しないでください。

病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費の額	左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
	円	円
表　面　合　計	円	円

※裏面にも明細記入欄があります。

令和　年分　医療費控除の明細書

病院・薬局などの 支払先の名称	支払った医療費の額	左のうち生命保険や社会保険などで 補てんされる金額
２ の 合 計	Ⓒ 円	Ⓓ 円
医療費の合計額	(Ⓐ＋Ⓒ) 円	(Ⓑ＋Ⓓ) 円

※明細書の記入内容の確認のため、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で**5年間**保管してください。

【医療費控除の対象となる医療費】

①医師や歯科医師による診療や治療の対価

（医師による診療等を受けるために直接必要なもので、通院費、入院の対価として支払う部屋代や食事代、医療器具の購入、6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、「おむつ使用証明書」があるものなど。）

※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

②治療や療養に必要な医薬品の購入の対価

③病院や診療所、介護老人保健施設、指定介護老人保健施設、助産所に収容されるための人的役務影響の対価

④介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価

⑤治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価

⑥保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価

⑦療養上の世話を受けるために特に依頼した人から受ける療養上の世話

⑧助産師による分べんの介助及び妊婦の保健指導

【医療費控除の対象に含まれないもの（例示）】

①美容整形手術の費用、歯列矯正の費用（※矯正を受ける人の年齢や矯正目的等から必要と認められる場合は対象となります。）

②健康診断の費用（※健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で引き続き治療を受けたときや、特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときは対象となります。）

③自家用車で通院する場合のガソリン代等

④治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用

⑤親族に支払う療養上の世話の対価

⑥疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用（サプリメントなど）

【生命保険や社会保険などで補てんされる金額】

①生命保険契約などに基づき支払を受ける医療保険金や入院費給付金など

②社会保険や共済に関する法律などに基づき支給を受ける給付金
例：出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など

③医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。